

# コメリギフトカード ご利用の手引

## ご利用に際してのご注意

- コメリギフトカードはコメリ各店およびコメリギフトカード取扱表示のある店で利用できます。
- 本券は現金とのお引き換えはできません。
- 本券ご利用に際しての釣銭はお返しいたしません。  
(本券の券面額以上のご購入の際にご利用下さい)
- 本券の盗難、紛失または滅失に対しては、当社はその責を負いません。
- 本券は機械処理をしますので、折らないで下さい。
- お店によりご利用できない商品・サービスがございますので、ご利用の際にご注意下さい。

なお、下記の商品・サービスにはご使用いただけません。

1. 切手、はがき
2. 印紙
3. 金、銀、白金等の金地金
4. 商品券、ギフト券等
5. 宝くじ、テレホンカード
6. その他当社が特に定める商品

## **コメリギフトカードが取り扱いできる店舗**

- ・ コメリパワー各店
- ・ コメリプロ各店
- ・ コメリハード&グリーン各店
- ・ コメリリフォーム各店
- ・ アテナ各店

株式会社 コメリ

## コメリギフトカードご利用約款

### 第1条（約款の趣旨）

株式会社コメリ（以下、「当社」といいます。）は、コメリギフトカードをこの約款にしたがって取り扱うものとし、コメリギフトカードの所持者（以下、「お客様」といいます。）は、この約款によりお取引をしていただきます。

お客様からお申し出いただければいつでもこの約款を差上げます。

### 第2条（コメリギフトカードが利用できる場合）

- ①お客様は、コメリギフトカードをコメリ各店のほか、「コメリギフトカード取扱店舗」の表示のあるコメリギフトカード取扱店舗（以下「取扱店舗」といいます。）で、券面記載の金額で、現金でお支払いいただく場合と同様に、代金のお支払いにご利用いただけます。ただし、当社がコメリギフトカードの利用ができないものとして指定した商品等の代金のお支払いには、ご利用いただけません。
- ②コメリギフトカードをご利用される場合には、釣銭をお返しできませんので、あらかじめご容赦下さい。
- ③コメリギフトカードをご利用になれる取扱店舗は、店舗の新設または統廃合等の事情によって増減することがあります。

### 第3条（コメリギフトカードが利用できない場合1）

次の場合には、コメリギフトカードをご利用いただくことはできません。

- ①コメリギフトカードが偽造または変造されたものであるとき。
- ②お客様がコメリギフトカードを違法に取得したとき、または違法に取得されたコメリギフトカードであることを知りながら、もしくは知ることができる状況で取得したとき。

### 第4条（コメリギフトカードが利用できない場合2）

コメリギフトカードの破損により証票番号の照合ができないとき、またはコメリギフトカードの3分の1以上が滅失しているときは、コメリギフトカードをご利用いただけませんので、ご了承下さい。

### 第5条（コメリギフトカードの再交付をする場合）

- ①前条において、当社が当該コメリギフトカードが真正に作成されたものであること、および未使用であることを確認でき、かつ、コメリギフトカードの滅失の範囲が2分の1未満のときは、お客様は、当社が定める方法でそのコメリギフトカード商品券をご提出いただくことにより、手数料をご負担いただいたうえ、コメリギフトカードの再交付を受けることができます。
- ②第1項により当社が確認したコメリギフトカードの券面額が、確認時において当社が発行する最低券面額のコメリギフトカードの券面金額を下回る場合には、コメリギフトカードの交付に代えて現金で返還することがあります。

### 第6条（コメリギフトカードの再交付をしない場合）

コメリギフトカードは、盗まれ、または紛失された場合等は、再交付いたしません。

### 第7条（換金の原則禁止）

- ①コメリギフトカードは、現金との引き換えはできません。
- ②お客様の事情によらずにコメリギフトカードの利用が著しく困難になったと認められる場合には、前項の定めに係わらず、お客様は、当社が定める方法でコメリギフトカードをご提出いただくことにより、券面金額の払戻しを受けることができます。

### 第8条（取扱の変更）

コメリギフトカードの取扱について、この約款を変更する場合には、当社は一定の予告期間において周知の方法をとるものとし、予告期間経過後は変更後の約款を適用いたします。

### 附 則

この約款は、平成14年10月10日より適用します。